

新旧対照表 工事円滑化会議試行要領

旧	新	備考
<p>(対象工事)</p> <p>第2 沖縄県 土木建築部が発注する<u>以下の建設工事を対象とし、受注者が希望する場合</u>を対象とする。</p> <p><u>対象工事：全ての建設工事を対象とする。</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2 沖縄県 土木建築部が発注する<u>全ての建設工事</u>を対象とする。</p>	対象工事の拡大
<p>(対象工事の特記仕様書等での明示)</p> <p>第4 発注者は、特記仕様書等において、当該工事が対象であることを明示する。</p> <p>特記仕様書等への明示（記載例）</p> <p>～中略～</p> <p><u>受注者にて「円滑化会議」を希望する場合は、発注者へ開催について申し出することで実施することができる。</u></p> <p>なお、工事円滑化会議は、工事の円滑化が目的であり、設計変更等の協議を行う会議ではありません。</p>	<p>(対象工事の特記仕様書等での明示)</p> <p>第4 発注者は、特記仕様書等において、当該工事が対象であることを明示する。</p> <p>特記仕様書等への明示（記載例）</p> <p>～中略～</p> <p>なお、工事円滑化会議は、工事の円滑化が目的であり、設計変更等の協議を行う会議ではありません。</p>	対象工事の拡大に伴い文言の削除

新旧対照表 工事円滑化会議試行要領

旧	新	備考
<p>(実施方法)</p> <p>第5 工事円滑化会議の実施方法は、以下のとおりとする。</p> <p><u>なお、実施については、受注者にて「工事円滑化会議」を希望する場合で、発注者へ開催について申し出することで（協議簿等は必要ありません。）実施することができる。</u></p> <p>(1) 実施時期</p> <p>実施時期は、工事の着工前等の適切な時期とする。但し、会議開催が現場着手の条件でないことに留意する。</p> <p><u>会議開催について、現場技術業務等の定例打合せ時に、業務は打合せ等の『業務着手時』時に開催することを基本とし、複数回の開催や現地確認を含めた現地開催などについては、受発注者間で協議した上で、実施することができる。</u></p>	<p>(実施方法)</p> <p>第5 工事円滑化会議の実施方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 実施時期</p> <p>実施時期は、工事の着工前等の適切な時期とする。但し、会議開催が現場着手の条件でないことに留意する。</p> <p><u>なお、複数回の開催や現地確認を含めた現地開催などについては、受発注者間で協議した上で、実施することができる。</u></p>	<p>対象工事の拡大に伴い文言の削除</p> <p>(6)と内容が重複するため文言を削除</p>
<p>附 則</p> <p>1. 本要領は、令和5年4月1日時点で継続中の工事から適用する。</p> <p>2. 「工事円滑化会議 試行要領」の制定について（令和4年2月2日付_土技第1236号。以下「旧通知」という。）は、令和5年3月31日で廃止する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>附 則</p> <p>1. 本要領は、令和5年4月1日時点で継続中の工事から適用する。</p> <p>2. 「工事円滑化会議 試行要領」の制定について（令和4年2月2日付_土技第1236号。以下「旧通知」という。）は、令和5年3月31日で廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本要領は、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	